

## 預金口座取引一般規定 新旧対照表

次表のとおり改正する（下線部が変更箇所）。

旧	新
<p><b>第2条 取引時確認</b></p> <p>4.口座開設後、当社は、お客さまの情報および具体的な取引の内容等を適切に把握する必要がある場合、その他当社が必要と認めた場合、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。<u>お客さまがこれに応じない場合（当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまのお届け住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当社に返送された場合、およびお届けの電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。）</u>には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。なお、各種確認や資料の提出への回答に要する費用は、お客さまの負担といたします。</p> <p>5.<u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>6.<u>第4項、前項に定めるいずれの取引の制限についても、お客さまからの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p><b>第5条 暗証番号、ログインID、ログインパスワード、ワンタイムパスワード</b></p> <p>1～3（略）</p> <p>4.暗証番号などはそれぞれお客さま自らの責任をもって管理するものとします。第三者に知られないように厳重に管理してください。また、暗証番号、ログインID、ログインパスワードについては生年月日や電話番号、同一数字など、他人から推測されやすい番号の指定を避けるとともに、一定期間毎に変更していただくことをお勧めします。</p>	<p><b>第2条 取引時確認</b></p> <p>4.口座開設後、当社は、お客さまの情報および具体的な取引の内容等を適切に把握する必要がある場合、その他当社が必要と認めた場合、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p><b>第5条 暗証番号、ログインID、ログインパスワード、ワンタイムパスワード</b></p> <p>1～3（略）</p> <p>4.暗証番号などはそれぞれお客さま自らの責任をもって管理するものとします。第三者に知られないように厳重に管理してください。また、暗証番号、ログインID、ログインパスワードについては生年月日や電話番号、同一数字など、他人から推測されやすい番号の指定を避けてください。</p>

旧	新
<p><b>第 17 条 解約など</b></p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3.お客さまが次の各号のいずれか 1 つにでも該当した場合、当社はお客さまに事前に通知することなく、直ちに預金取引の全部または一部を停止もしくは制限し、または預金口座を解約できるものとします。</p> <p>ア. <u>預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき</u></p> <p>イ. <u>口座開設時の届出内容に虚偽があることが明らかになったとき、または口座開設時の提出資料が真正でないことが判明したとき</u></p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>オ. <u>第 2 条 (取引時確認) 第 4 項の定めにより各種確認や資料の提出への回答等を求めたものの、お客さまがこれに応じない場合 (当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまお届けの住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当社に返送された場合、およびお届けの電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。)</u></p> <p>カ～ケ (略)</p> <p>ク. お客さまが本規定に違反したとき</p> <p>サ～シ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><b>第 17 条 解約、制限</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3.次の各号のいずれか 1 つにでも該当した場合、当社はお客さまに事前に通知することなく、直ちに預金取引の全部または一部を停止もしくは制限し、または預金口座を解約できるものとします。</p> <p>ア. <u>預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき、本人以外に預金口座を利用させたとき、または本人以外のために預金口座を利用したとき</u></p> <p>イ. <u>法令で定める本人確認等の確認事項または第 2 条の定めにもとづきお客さまが回答または届け出た事項について、預金者の回答または届出に偽りがあることが明らかになったとき</u></p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ. <u>上記アからエまでの疑いがあることからお客さまに資料の提出や回答等を要請したものの、お客さまが正当な理由なくこれに応じないとき (当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまお届けの住所へ発送した通知書が不着のため当社に返送された場合、およびお届けの電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。以下同じとします。)</u></p> <p>カ. <u>第 2 条 (取引時確認) 第 4 項の定めにより各種確認や資料の提出への回答等を求めたものの、お客さまがこれに応じないとき</u></p> <p>キ～ク (略)</p> <p>ク. お客さまが本規定または当社の定めるその他の規定に違反したとき</p> <p>シ～ス (略)</p> <p>4.次の各号のいずれか 1 つにでも該当した場合、当社はお客さまに事前に通知することなく、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p>

旧	新
<p>4～5（略）</p> <p>6.第 3 項により、当社が預金取引の全部または一部を停止もしくは制限した場合であっても、お客さまからの申告・説明等にもとづき、同項所定の各事由が解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の停止もしくは制限または一部制限を解除します。</p>	<p>なお、各種確認や資料の提出への回答に要する費用は、お客さまの負担といたします。</p> <p><u>ア. 第 2 条第 4 項の定めにより各種確認や資料の提出を求めたものの、お客さまがこれに応じないとき</u></p> <p><u>イ. 第 2 条第 4 項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合</u></p> <p><u>ウ. お客さまの預金口座が犯罪その他の不正行為に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p><u>エ. 第三者による不正アクセスの可能性があると当社が判断した場合</u></p> <p>5～6（略）</p> <p>7.第 3 項または第 4 項により、当社が預金取引の全部または一部を停止もしくは制限した場合であっても、お客さまからの申告・説明等にもとづき、同項所定の各事由が解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の停止もしくは制限または一部制限を解除します。</p>